

安全データシート

作成日 2017年 9月12日

改訂日 2024年 8月20日 1/8頁

SDS No.6001-0003

1 化学品及び会社情報

化学品の名称 : 参照電極液(ダイヤモンドフローセル用)
供給者名 : ジーエルサイエンス株式会社
住所 : 東京都新宿区西新宿6-22-1 新宿スクエアタワー30F
電話番号 : 03-5323-6611
FAX番号 : 03-5323-6622
緊急連絡先 : ジーエルサイエンス(株)福島工場 品質保証課 電話 024-533-2244(代表)
製品コード : 6001-72310、6001-72321、6001-72322、6001-
整理番号(SDS No.) : 6001-0003
推奨用途及び使用上の制限 : 試験・研究用

2 危険有害性の要約

GHS分類 : 引火性液体 : 区分2
急性毒性(経皮) : 区分3
急性毒性(吸入:蒸気) : 区分4
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 : 区分2
特定標的臓器毒性(単回ばく露) : 区分1(中枢神経系、呼吸器)
特定標的臓器毒性(反復ばく露) : 区分2(中枢神経系、血液系、呼吸器
肝臓、腎臓)
水生環境有害性 短期(急性) : 区分1
水生環境有害性 長期(慢性) : 区分1

GHSラベル要素

絵表示又はシンボル :



注意喚起語 : 危険

危険有害性情報 :

H225 引火性の高い液体および蒸気
H332 吸入すると有害
H311 皮膚に接触すると有毒
H319 強い眼刺激
H370 臓器の障害(中枢神経系、呼吸器)
H373 長期にわたる、または反復ばく露により臓器の障害のおそれ(中枢神経系、血液系、呼吸器、肝臓、腎臓)
H410 長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

注意書き

[安全対策]

P210 熱、高温のもの、火花、裸火、及び着火源から遠ざけること。禁煙。
P233 容器を密閉しておくこと。
P240 容器を接地しアースをとること。
P241 防爆型の電気機器/換気装置/照明機器等を使用すること。
P242 火花を発生させない工具を使用すること。
P243 静電気放電に対する措置を講ずること。
P260 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
P264 取り扱い後は手をよく洗うこと。
P270 この製品を使用するときに、飲食または喫煙をしないこと。
P271 屋外または換気の良い場所でだけ使用すること。
P273 環境への放出を避けること。
P280 保護手袋/保護衣/保護めがね/保護面を着用すること。

[応急措置]	:	
P302+P352	:	皮膚に付着した場合：多量の水と石けんで洗うこと。
P303+P361+P353	:	皮膚または髪に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水/シャワーで洗うこと。
P304+P340	:	吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
P305+P351+P338	:	眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて、容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
P308+P311	:	ばく露またはばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
P314	:	気分が悪いときは医師の診察/手当てを受けること。
P337+P313	:	眼の刺激が続く場合：医師の診察/手当てを受けること。
P361+P364	:	汚染された衣類を直ちに全て脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
P370+378	:	火災の場合：消火するために適した消火剤を使用すること。
P391	:	漏出物を回収すること。
[保管]	:	
P403+ P235	:	換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。
P405	:	施錠して保管すること。
[廃棄]	:	
P501	:	内容物や容器を廃棄する場合は、都道府県知事の許可を得た専門の廃棄物処理業者に委託すること。

上記で記載がない危険有害性は分類できない、分類対象外または区分に該当しない。

3 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区分	:	混合物
化学名または一般名	:	参照電極液(ダイヤモンドフローセル用)
	:	本製品は、0.01M硝酸銀(I)及び0.1M過塩素酸テトラブチルアンモニウム(TBAP)を含むアセトニトリル溶液です。

化学名(又は一般名)	濃度	化学式	官報公示整理番号		CAS RN
			化審法	安衛法	
アセトニトリル	95.633%	CH ₃ CN	2-1508	--	75-05-8
硝酸銀	0.207%	AgNO ₃	1-8	--	7761-88-8
過塩素酸テトラブチルアンモニウム(TBAP)	4.16%	C ₁₆ H ₃₆ ClNO ₄	2-186	--	1923-70-2

4 応急措置

吸入した場合	:	空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。気分が悪い場合は医師の手当てを受けること。
皮膚に付着した場合	:	石鹼と大量の水で洗い流す。刺激が直らない場合、炎症を生じた場合には医師の手当てを受けること。
眼に入った場合	:	水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを外し、少なくとも15分以上大量の水で眼を洗う。直ちに医師の手当てを受ける。眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。
飲み込んだ場合	:	口をすすぎ、直ちに医師の手当てを受けること。無理に吐かせないこと。
暴露した場合	:	医師に連絡すること。汚染された衣類は再使用する場合には洗濯をすること。
急性症状および遅発性症状の最も重要な徴候症状	:	蒸気吸入により、一時的な呼吸器刺激性、めまい、衰弱、疲労、悪寒や頭痛などの症状を生じる。接触により眼や皮膚の発赤、痛み、皮膚の乾燥などが生じる。誤飲により腹痛やめまいが生じる。
応急措置をする者の保護	:	救助者は適切な保護具を着用すること。

5 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 水噴霧、泡消火剤、粉末消火剤、二酸化炭素
- 使ってはならない消火剤 : 棒状水
- 火災時の特有危険有害性 : 火災時に刺激性もしくは有毒なヒューム(またはガス)が発生するため、消火の際には煙を吸い込まないように適切な保護具を着用する。
加熱により容器が爆発するおそれがある。
極めて燃えやすく、熱、火花、火炎で容易に発火する。
- 特有の消火方法 : 火元への燃焼源を断ち、適切な消火剤を使用して消火する。
消火のための放水等により、環境に影響を及ぼす物質が流出しないよう適切な処置をする。
危険でなければ火災区域から容器を移動する。
容器が熱に晒されているときは、移さない。
安全に対処できるならば着火源を除去すること。
- 消火を行う者の保護 : 消火活動は風上から行き、有害なガスの吸入を避ける。呼吸保護具を着用する。
消火後再び発火するおそれがある。

6 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、
保護具及び緊急時措置 : 屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。漏出した場所の周辺に、ロープを張るなどして関係者以外の立ち入りを禁止する。作業の際には適切な保護具を着用し、飛沫等が皮膚に付着したり、蒸気/ミスト/粉じん/ガスを吸入しないようにする。風上から作業して、風下の人を退避させる。
- 環境に対する注意事項 : 漏出した製品が河川等に排出され、環境への影響を起こさないように注意する。
汚染された排水が適切に処理されずに環境へ排出しないように注意する。
- 封じ込めおよび浄化の方法および機材 : 適切な保護具をつけて処理すること。土砂・吸着剤などに吸着させて取り除く。
密閉できる空容器に集めて適切に処分する。

7 取扱い及び保管上の注意

取扱い

- 技術的対策 : 火気厳禁。高温物、スパークを避け、強酸化剤との接触を避ける。
屋内作業場における取扱い場所では、局所排気装置を使用する。
機器類は防爆構造とし、設備は静電気対策を実施する。
作業衣、作業靴は導電性のものを用いる。
- 安全取扱注意事項 : 容器を転倒させ落下させ衝撃を与え又は引きずる等の粗暴な扱いをしない。
漏れ、溢れ、飛散などしないようにし、みだりに蒸気/ミスト/粉じん/ガスを発生させない。
吸い込んだり、眼、皮膚及び衣類に触れないように、適切な保護具を着用する。
取扱場所には関係者以外の立ち入りを禁止する。
- 衛生対策 : 取扱い後は手、顔等をよく洗い、うがいをする。
指定された場所以外では飲食、喫煙をしてはならない。
休憩場所では手袋その他汚染した保護具を持ち込んではいない。

保管

- 適切な保管条件 : 保管場所で使用する電気機器は防爆構造とし、機器類はすべて接地する。
容器は直射日光を避け、冷暗所に密閉して保管する。
- 避けるべき保管条件 : 火花、高温、スパーク、混触危険物質との接触を避ける。
- 技術的対策 : 換気のよい場所で容器を密閉し保管する。日光から遮断すること。火気厳禁。
- 混触危険物質 : 強酸化剤、強塩基、強酸、火源の近くに保管しない。
- 安全な容器包装材料 : ガラス等

8 ばく露防止及び保護措置

設備対策 : 屋内作業場での使用の場合は発生源の密閉化、局所排気装置を設置する。
取り扱い場所の近くに安全シャワー、手洗い・洗眼設備を設け、その位置を明瞭に表示する。

管理濃度 作業環境評価基準 許容濃度 :

成分名	管理濃度	八時間 濃度基準値	短時間 濃度基準値	日本産業衛生学 会	ACGIH TLV- TWA
アセトニトリル	—	10 ppm	—	—	20 ppm
硝酸銀	—	—	—	0.01 mg/m ³	0.01 mg/m ³
TBAP	設定されていない				

保護具

呼吸器の保護具 : 防毒マスク。日本産業規格(JIS T8152)に適合した、作業に適した性能及び構造のものを選ぶ。
手の保護具 : 不浸透性保護手袋
眼の保護具 : 保護眼鏡
皮膚及び身体の保護具 : 保護衣・保護長靴
適切な衛生対策 : マスク等の吸着剤の交換は定期又は使用の都度行う。

9 物理的及び化学的性質

製剤としてのデータがないため、融点以下のデータはアセトニトリルについて記載する。

物理状態 : 液体
色 : 無色
臭い : 特異臭
融点/凝固点 : -45℃
沸点または初留点 : 81.6℃
可燃性 : データなし
爆発下限界及び爆発上限界 : 3.0%(下限)~16.0%(上限)
引火点 : 12.8℃ (タグ密閉式)
自然発火点 : 524℃
分解温度 : データなし
pH : データなし
動粘性率 : データなし
溶解度 : 水と混和
溶媒に対する溶解性 : エタノール、ジエチルエーテルと混和、多くの飽和炭化水素と混和しない。
n-オクタノール/水分配係数
log Po/w : -0.34
蒸気圧 : 87 mmHg (24℃)
密度及び/または相対密度 : 0.780 – 0.784
相対ガス密度(空気=1) : 1.4
粒子特性 : 該当しない

10 安定性及び反応性

反応性 : 熱に不安定。移送時の流動、噴霧、漏れ等の際に静電気を発生しやすく、僅かな放電で引火する危険がある。
化学的安定性 : 熱に不安定。移送時の流動、噴霧、漏れ等の際に静電気を発生しやすく、僅かな放電で引火する危険がある。
危険有害反応可能性 : 酸化剤や過氧化物との接触で火災や爆発を起こすことがある。
避けるべき条件 : 日光、熱、裸火、高温、スパーク、静電気、その他発火源、混触危険物質との接触
混触危険物質 : 強酸化剤、酸性化合物
危険有害な分解生成物 : 一酸化炭素、二酸化炭素など

1.1 有害性情報

- 急性毒性(経口) : 毒性未知成分が0.1%以上なので、分類できない。
- 急性毒性(経皮)
(アセトニトリル) : 既知の成分がすべて同一の分類区分のため、区分3に該当。
: ウサギのLD50値として、395 mg/kg (雄) (75%水溶液)、978.8 mg/kg (雄) (原液) (EHC 154 (1993)、EU-RAR (2002)、NITE初期リスク評価書 (2007))、3,915 mg/kg (原液) (EHC 154 (1993)、EU-RAR (2002)、PATTY (6th, 2012)) との3件の報告。
- 急性毒性(吸入：蒸気)
(アセトニトリル) : 既知の成分がすべて同一の分類区分のため、区分4に該当。
: ラットの4時間吸入ばく露試験のLC50値として、16,000 ppm (雌雄) (EHC 154 (1993)、EU-RAR (2002)、NITE初期リスク評価書 (2007)、PATTY (6th, 2012))、8時間吸入ばく露試験のLC50値として、7,551 ppm (雄) (4時間換算値: 10,679 ppm)、12,435 ppm (雌) (4時間換算値: 17,586 ppm) (EHC 154 (1993)、EU-RAR (2002)、NITE初期リスク評価書 (2007))。
- 急性毒性(吸入：粉じん、ミスト) : データ不足
- 皮膚腐食性/皮膚刺激性
(硝酸銀) : (区分1+1A+1B+1C)×10+区分2の成分合計が6.230%であり、濃度限界(1%)以上のため、区分3に該当。対象国危険有害性区分補正処理により区分3から区分に該当しない。
: 本物質は皮膚に対して腐食性を引き起こすと記載がある (CICAD 44 (2003))。また、職業ばく露において本物質との接触による化学火傷が報告されている (ATSDR (1990))。また、本物質はEU DSD分類で区分「C; R34」、EU CLP分類で区分「Skin Corr. 1B H314」に分類されている。
- 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性
(硝酸銀) : 眼区分2の成分合計が95.633%であり、濃度限界(10%)以上のため、区分2に該当。
: 本物質は眼に対して重度の腐食性を引き起こすと記載がある (CICAD 44 (2003))。また、職業ばく露において眼との接触による化学火傷が報告されている (ATSDR (1990))。さらに、本物質は皮膚腐食性/刺激性について区分1に分類されている。また、本物質はEU DSD分類で区分「C; R34」、EU CLP分類で区分「Skin Corr. 1B H314」に分類されている。
- (アセトニトリル) : ウサギを用いた眼刺激性試験において、本物質の眼刺激性は中等度又は重度の刺激性を示すとの報告 (NITE初期リスク評価書 (2007)、EU-RAR (2002))。EU CLP分類において本物質はEye Irrit. 2 に分類されている (ECHA CL Inventory (Access on June 2017))。
- 呼吸器感受性 : データ不足のため分類できない。
- 皮膚感受性 : データ不足のため分類できない。
- 生殖細胞変異原性 : データ不足のため分類できない。
- 発がん性 : データ不足のため分類できない。
- 生殖毒性 : データ不足のため分類できない。
- 特定標的臓器毒性
(単回ばく露)
(アセトニトリル) : アセトニトリルが95.633%≥10%のため、区分1(中枢神経系、呼吸器)に該当。
: ヒトでは本物質の誤飲や自殺企図による経口摂取例、及び工場での事故による急性吸入ばく露例が複数例報告されており、急性影響は、疲労感、悪心、嘔吐、錯乱、痙攣、昏睡等であり、重度の場合は死に至るとの記載がある (NITE初期リスク評価書 (2007))。また、吸入ばく露で鼻、喉に刺激があるとの報告がある (NITE初期リスク評価書 (2007))。実験動物では、マウスの単回経口投与試験で区分2範囲の300~2,000 mg/kgで、自発運動低下、振戦、衰弱、正向反射低下、努力呼吸、痙攣、喘ぎ、流涎が認められたとの報告がある (EU-RAR (2002)、NITE初期リスク評価書 (2007))。また、マウスの4時間単回吸入ばく露試験で区分2範囲の3,039~5,000 ppmで、自発運動低下、歩行異常、正向反射消失、緩徐呼吸、努力性呼吸、速呼吸、喘ぎ、体温低下、後肢伸展、横臥位、被毛の黄色化が認められたとの報告 (EU-RAR (2002)、NITE初期リスク評価書 (2007))、及びマウスの1時間単回吸入ばく露試験で500~5,000 ppm (4時間換算値: 250~2,500 ppm、区分1範囲に相当) で、重度の呼吸困難、あえぎ、振戦、痙攣が認められたとの報告 (EHC 154 (1993)、EU-RAR (2002)、NITE初期リスク評価書 (2007)) がある。更に、ラットの8時間単回吸入ばく露試験で生存例と死亡例の両方に肺の出血とうっ血が認められたとの報告がある (EU-RAR (2002)、NITE初期リスク評価書 (2007))。この試験では用量の詳細な記載はないが、LC50値 (4時間換算値) は10,678 ppm (雄)、17,585 ppm (雌) と報告されており、影響は区分2範囲の用量でみられたと考えられる。

特定標的臓器毒性

(反復ばく露)

: アセトニトリルが95.633% \geq 10%のため、区分2(中枢神経系、血液系、呼吸器、肝臓、腎臓)に該当。

(硝酸銀)

: 硝酸銀と酸化銀の製造工場で、銀の粉じんに1年未満から10年以上ばく露された作業員30名中25名が上気道の刺激症状(くしゃみ、鼻水、鼻づまり、咽頭刺激痛)を、同10名が腹痛(激痛で制酸剤により軽減)を訴えたとの記述がある(ATSDR(1990)、ACGIH(7th, 2001))。このうち、腹痛は粉じんの一部を経口摂取した粘膜刺激の影響による可能性も考えられ、少数例の症状(全体の1/3)で、下痢、嘔吐など、他の消化器症状の記載もなく、標的臓器の対象とすべきでないと考えられた。一方、実験動物ではラットに本物質222 mg Ag/kg/day(349.6 mg/kg/day相当)を37週間飲水投与した試験で、23週以降に死亡率の増加がみられたが、眼の銀症以外に臓器毒性の記述はなく(ACGIH(7th, 2001))、また、ラットに89 mg Ag/kg/day(140 mg/kg/day相当)を9ヶ月間飲水投与した試験で、左心室の肥大がみられた(ATSDR(1990)、ACGIH(7th, 2001))との記述があるが、心血管系への影響はヒト及び他の動物試験で報告がなく、この結果は信頼性がないとされている(ATSDR(1990))。この他、実験動物で分類に利用可能なデータはない。

(アセトニトリル)

: ヒトに関する情報はない。実験動物については、ラットを用いた蒸気による13週間吸入毒性試験(6時間/日、5日/週)において、区分2のガイダンス値の範囲内である800 ppm(1,340 mg/m³(90日換算: 0.97 mg/L))以上で死亡、自発運動低下、被毛粗剛、胸腺の重量減少、貧血症状(赤血球数・ヘモグロビン濃度・ヘマトクリット値の減少)、死亡例で肺のうっ血及び水腫、肺胞・脳出血、骨髄細胞減少、胸腺の萎縮、脾臓のリンパ球減少、卵巣の黄体減少がみられ(NITE初期リスク評価書(2007)、環境省リスク評価第3巻(2004)、NTP TR447(1996))、ラットを用いた蒸気による90日間吸入毒性試験(7時間/日、5日/週)において、区分2のガイダンス値の範囲内である166 ppm(279 mg/m³(90日換算: 0.33 mg/L))以上で肺拡張不全、肺胞の組織球性細胞集簇、330 ppm(554 mg/m³(90日換算: 0.65 mg/L))以上で気管支炎、肺炎がみられている(NITE初期リスク評価書(2007)、EU-RAR(2002))。また、マウスを用いた蒸気による13週間吸入毒性試験(6時間/日、5日/週)において、区分1のガイダンス値の範囲内である100 ppm(168 mg/m³(90日換算: 0.12 mg/L))以上で肝臓の重量増加、区分2のガイダンス値の範囲内である200 ppm(335 mg/m³(90日換算: 0.24 mg/L))以上で前胃の上皮過形成を伴う限局性潰瘍、400 ppm(670 mg/m³(90日換算: 0.48 mg/L))で死亡、肝細胞空胞化、800 ppm(1,340 mg/m³(90日換算: 0.97 mg/L))で自発運動低下、円背位、筋硬直がみられ(NITE初期リスク評価書(2007)、NTP TR447(1996))、マウスを用いた蒸気による92日間吸入毒性試験(6.5時間/日、5日/週)において、区分1のガイダンス値の範囲内である100 ppm(168 mg/m³(90日換算: 0.18 mg/L))以上で肝臓の重量増加、区分2のガイダンス値の範囲内である200 ppm(335 mg/m³(90日換算: 0.36 mg/L))以上で死亡、赤血球数・ヘマトクリット値減少、肝細胞空胞化がみられている(NITE初期リスク評価書(2007))。このほか、サルを用いた蒸気による91日間吸入毒性試験(7時間/日、5日/週)において、区分2のガイダンス値の範囲内である350 ppm(588 mg/m³(ガイダンス値換算: 0.69 mg/L))で脳の上矢状もしくは下矢状静脈洞の出血、肺の乾酪性結節、肝臓の退色、限局性肺気腫、肺胞上皮のびまん性増生、急性気管支炎、限局性マクロファージ色素沈着、腎臓の近位尿管の混濁腫脹がみられている(NITE初期リスク評価書(2007))。

誤えん有害性

: 動粘性率が不明のため、分類できないに該当。

1.2 環境影響情報

水生環境有害性 短期(急性)

: 区分1×毒性乗率が95.840%であり、濃度限界(25%)以上のため、区分1に該当。

(硝酸銀)

: 甲殻類(オオミジンコ)による48時間EC50=0.0014 mg/L(0.0009 mg Ag/L)(CICADs 44, 2002)である。

水生環境有害性 長期(慢性)

: 区分1×毒性乗率が95.840%であり、濃度限界(25%)以上のため、区分1に該当。

(硝酸銀)

: 慢性毒性データを用いた場合、無機化合物につき環境中の動態は不明であり、魚類(ニジマス)の60日間LOEC=0.00016 mg/L(CICADs 44, 2002)である。慢性毒性データが得られていない栄養段階に対して急性毒性データを用いた場合、無機化合物につき環境中の動態は不明であり、甲殻類(オオミジンコ)の48時間EC50=0.0014 mg/L(0.0009 mg Ag/L)(CICADs 44, 2002)である。

残留性・分解性

: データなし

生態蓄積性

: データなし

土壌中の移動性

: データなし

オゾン層への有害性

: 本製品はモントリオール議定書の附属書に列記されていない。

1 3	廃棄上の注意	
	残余廃棄物	: 廃棄においては関連法規ならびに地方自治体の条例に従うこと。 都道府県知事の許可を得た専門の廃棄物処理業者に委託処理する。
	汚染容器及び包装	: 空容器を廃棄する場合、内容物を完全に除去した後に処分する。

1 4	輸送上の注意	
	国際規制	
	海上規制情報	: IMOの規定に従う。
	UN No.	: 1648
	Proper Shipping Name	: ACETONITRILE
	Class	: 3
	Sub Risk	: -
	Packing Group	: II
	Marine Pollutant	: Not applicable
	航空規制情報	: ICAO/IATAの規定に従う。
	UN No.	: 1648
	Proper Shipping Name	: Acetonitrile
	Class	: 3
	Sub Risk	: -
	Packing Group	: II
	国内規制	
	陸上規制	: 国内法令の規定に従う。
	海上規制	: 船舶安全法の規定に従う。
	国連番号	: 1648
	品名	: アセトニトリル
	クラス	: 3
	副次危険	: -
	容器等級	: II
	海洋汚染物質	: 非該当
	航空規制情報	: 航空法の規定に従う。
	国連番号	: 1648
	品名	: アセトニトリル
	国連分類	: 3
	副次危険	: -
	容器等級	: II
	緊急時応急措置指針番号	: 127

1 5	適用法令	
	毒物及び劇物取締法	: 劇物(指定令第2条) No.32(アセトニトリル)
	労働安全衛生法	: 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物 別表第9 No.15(アセトニトリル)、137(硝酸銀) 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物 (労働安全衛生規則別表第2) No. 10(硝酸銀)、56(アセトニトリル) 【令和7年4月1日以降 該当】 皮膚等障害化学物質等・皮膚吸収性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・5該当物質の一覧) 危険物・酸化性の物(施行令別表第1第3号) 危険物・引火性液体(施行令別表第1第4号)
	化管法	: 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1) No.13(アセトニトリル)、
	化審法	: 優先評価化学物質(法第2条第5項)
	消防法	: 危険物第4類引火性液体、第一石油類水溶性液体(法第2条第7項危険物別表第1・第4類)
	船舶安全法(危規則)	: 引火性液体(危機則第3条危険物告示別表第1)
	航空法	: 引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)
	海洋汚染防止法	: 有害液体物質 Z類物質(施行令別表第1)

水質汚濁防止法	: 有害物質(法第2条第2項、施行令第2条)
大気汚染防止法	: 有害大気汚染物質(中環審第9次答申) 揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)【揮発性有機化合物】
土壌汚染対策法	: 特定有害物質(法第2条第1項、施行令第1条)
廃掃法	: 特別管理産業廃棄物(法第2条第5項、施行令第2条の4)

1.6 その他の情報

引用文献等

ezCRIC 日本ケミカルデータベース株式会社
独立行政法人 製品評価技術基盤機構 化学物質総合情報提供システム(CHRIP)
化学品安全管理データブック、化学工業日報社
16918の化学商品、化学工業日報社(2018)
航空危険物規則書 第64版邦訳 等・他

記載内容の取扱い

全ての資料や文献を調査したわけではないため情報漏れがあるかもしれません。また、新しい知見の発表や従来の説の訂正により内容に変更が生じます。重要な決定等にご利用される場合は、出典等をよく検討されるか、試験によって確かめられることをお勧めします。なお、含有量、物理化学的性質等の数値は保証値ではありません。また、注意事項は、通常的な取扱いを対象としたものなので、特殊な取扱いの場合には、この点にご配慮をお願い致します。